

第四十八回国会 農林水産委員会 議 録 第十四号

昭和四十年三月十六日(火曜日)

午後三時三十分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君

理事 飯谷 忠男君

理事 谷垣 專一君

理事 本名 武君

理事 東海林 稔君

池田 清志君

龜岡 高夫君

小枝 一雄君

田口長治郎君

中川 一郎君

丹羽 兵助君

藤田 義光君

川俣 清音君

兒玉 末男君

松浦 定義君

小平 忠君

林 百郎君

出席政府委員

農林政務次官 館林三喜男君

農林事務官 (農地局長) 丹羽雅次郎君

委員外の出席者

専門員 松任谷健太郎君

三月十六日

委員森義親君辭任につき、その補欠として川俣

清音君が議長の名で委員に選任された。

三月十六日

農地管理事業団法案(内閣提出第九九号)

同月十五日

養ほう振興法の運用は正に關する請願(久保田

豊君紹介)(第一四三九号)

第一類第八号

農林水産委員会議録第十四号

国有林野の活用促進に關する請願(中川一郎君紹介)(第一四四〇号)
鶏卵、鶏肉の価格安定に關する請願外一件(渡辺榮一君紹介)(第一四四九号)
韓國東海岸漁場における操業に關する請願(古井喜實君紹介)(第一四五〇号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

八郎湯新農村建設事業団法案(内閣提出第九八号)

午後三時三十分開議

〇濱地委員長 これより會議を開きます。

八郎湯新農村建設事業団法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。千葉七郎君。

〇千葉(七)委員 八郎湯新農村建設事業団法案に關して、若干質問をいたしたいと存じます。

秋田県の地図を開いてみますと、八郎湯は直接日本海に繋がっておりますが、湯の一部分は、う字の意味は、辭典を見ますと、灣の一部分あるいは内海といったような意味に解されるわけであり

ますが、八郎湯は日本海の一部でありますか、あるいは湖でありますか、その点を一応お聞きしておきたいと思ひます。

〇丹羽政府委員 お答えいたします。

まず、八郎湯は日本海の一部と私もは了解いたしております。それから御承知のとおり、船越水道というのが、日本海との間に細く在来からもございまして、そこを通じまして、もともと周辺の川が入つてきております淡水のいわゆる湯でござい

ますが、その船越の部分から塩水が若干入つてゐる。そういう意味で、普通のいわゆる俗にいう淡水の沼とは違つて、海に一部分繋がつてお

りまして、現在ではなくなつて、そういう意味で、在来湯と呼ばれておる地帯でございます。

〇千葉(七)委員 ただいまの答弁によりますと、湖とも解されるわけでありますが、海とすれば、これはもちろん日本の領海でありまして、したがつて、その所屬は県や市町村には屬してない、こ

ういふことになるわけですが、湖とすれば、当然その湖が県なり市町村に所屬をしてゐるわけなのでありますが、八郎湯はその所屬がどこになつておるのですか。この点ひとつお伺いしておきたい。

〇丹羽政府委員 ご承知のとおり、八郎湯を干拓いたしましたあたりにまして、あるいはその他でも比較的大きな湖、沼を干拓いたします際に、公有水面埋め立ての許可をとつております。そういう意味で公有水面でございます。そこで、そこに陸地を造成いたします際に、普通の在来の市町村の地先におきまして陸地が造成されますと、地先の市町村の接統地と理解いたしまして、町村の区域に編入するというのが一般の通例でございます。

それ以前はいわゆる公有水面でございます。そこで、八郎湯は、御承知のとおり、東京都の環状線の中の面積の三倍もあるというような地域でございますので、市町村にそういう意味で編入されるというのは適當でないということで、本日お手元に審議のための参考資料をお配りして

おりますが、その二十二ページにございまして、昨年の六月十八日に、大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に關する法律というものが設定されまして、この法の定める手続によりまして、新しく内閣から一つの獨立の村として指示をし、建設されるということに

相なつておる次第であります。

八郎湯は、昭和三十二年ですが、それ以来ずっと、干陸の工事が土地改良法のそれぞれの規定によつて特別会計で行なわれておつて、そして、その干陸がほぼ完成をして、昨年の十月に、その干陸された地域には大湯村が設置をされておる、こ

ういふ御説明であります。そういうことであらば、すでにこの八郎湯というものは日本の地図から抹消されておる、このように考へても差しつかえないのではないかと、そのように考へるの

が當然ではないか、私はそのように理解をするわけですが、その点いかがですか。

〇丹羽政府委員 この湯は、先ほど申し上げましたとおり、非常に大きいものでございまして、周辺の堤防がございまして、中の水を一挙にポンプで吐きま

すと、万々一堤防等に不備な点がありますと問題でございますので、大掛をとりまして、逐次水を吐いてお

ります。昨年の十月から水を吐き出してございまして、現在冬は休んでおりますが、大体三分の一程度が水面でなくなつてお

りまして、残りはまだ水面でございまして、そこで、四十年までかか

りまして逐次水を吐きまして、四十年に至りましてこれ全部がい

わゆる陸地になる。その間、水のありま

すうちに、工事の都合等關係で、大きな水路その他をサ

ンドポンプで掘つてまいりま

す。そういうような工程上の必要もございまして、現在はまだ三分の二程度が水面でござ

います。地図のお話が出ましたが、これは地図上の抜

きの問題といたしましては、いろいろの考へ方があるか

とも存じますが、全部水面から頭を出しました時期に

おいて、これを陸地として整理をしていただく方が適

当ではないかと、私どももかうに考へておる次第で

ございまして。

〇千葉(七)委員 これは農林省のほうで出した資料

ではなくて、秋田県

昨年の八月で約三分の一以上の干陸が終わって
る。もちろん、私も八郎潟を實際に見に行きまし
た。自分のこの目で見てきたのですけれども、昨
年の八月以降も干水の作業を続けておるとすれ
ば、もうすでに現在では七、八割くらいの干水が
でき上がったのではないかと、かように考えられ
るわけですね。ただいまの説明によりますと、まだ三
分の一程度しか陸地が出ていないのだというので
ありますが、それに間違いはないわけですか。

○丹羽政府委員 先ほど申しましたとおり、ポン
プをフル稼働すればほとんど陸地にすることは可
能でございます。しかし、いろいろの工事の工程
の問題、先ほど申しました堤防のあり方を逐次見
てまいる、それからさらに逐次干上げていくこと
によりまして、塩分その他の害を除くという立場
から、先ほど申したとおり、現在のところ、こと
し三十九年度では五千五百ヘクタールほどを干陸
いたしております。先生のおっしゃいました八月
ごろは干陸の最中ではございましたが、御承知のと
おり、この地帯は冬場は雪の多い地帯でございま
すので、大体十月の末ごろからはそれをやめまし
て、また四月から再開をいたします。四十年まで
三回くらいに分けて逐次干陸をいたす、こういう
段取りにいたしておる次第でございます。

○千葉(七)委員 いろいろ御説明をお伺いしたの
ですが、いずれにしても、この八郎潟は大体
昭和四十年の八月ごろまでは全部の干拓が終
わって、陸地がそこに造成される、こういうこと
はいまの御答弁から推察できるわけでありませ
う。したがって、八郎潟が日本の地図からなくな
ってしまうのだというところは時期の問題であ
る、かように考えてよろしいかどうか。もちろ
ん、そういう見通しでありますから、したがっ
て、昨年の九月自治大臣が告示をしまして、十月
一日から大潟村が発足をしておる、という事態に
なっております。そしてまた村長の職
務代行も任命をされておる、あるいは役場の吏
員等も任命をされておるのであります。したがっ
て、私がどうも納得のいかないのは、この新農村

建設事業団の名称と申しますか、これを八郎潟新
農村建設事業団という名前をつけるのは不適当で
はないか、私はかように考えるわけでありませ
う。現存しないとは言いませんけれども、現存しな
くなるのはもう時期の問題、ここ数カ月のうちには
八郎潟という湖はなくなってしまう。時期の問題
であります。それを知っておりながら、八郎潟新
農村建設事業団法という名称をつけるのは、事實
に即しない扱いではないか。現存しない八郎潟、
そういう名称をつけるということは、非常に奇妙
な取り扱いはないか、かように考えるわけであ
ります。その点に対する御見解はいかがですか。

○丹羽政府委員 確かに、先生のおっしゃるこ
と、私も気がつかないような立場からのお
話でございますが、私も率直に申しまして、
かつて八郎潟であったところに、新しくそれを干
上げてまして、そこに日本の模範的な村なり農地を
造成したいという意味で、きわめて率直な意味に
おきまして、八郎潟に新農村をつくる事業団、こ
ういうふうに考えましてやったわけではございま
して、あえて申しますれば、かつて八郎潟であつた
ところに生まれ出る新農村をつくる事業団、かよ
うに考えておる次第であります。

○千葉(七)委員 かつての八郎潟は、土地改良法
第二条二項四号で干陸をされて、そしてそこに大
潟村ができておるのです。ですから、そういう終
過かういうならば、大潟村新農村建設事業団とい
う団体をつくる、こういう扱いであれば、私は正
当ではないかと思うのです。八郎潟という名前を
つけたということには、何かそこに単純なものだ
ない意図があるのではないかと、私は私を私に助
ぐらざるを得ない。(含みがある、と呼ぶ者あり)
含みがあるというお話であります。私はその含
みの問題につきましては、明日大臣の出席を得
て、その含みがあるかないかという点は追及をし
たい、そのように考えておるわけでありませう。局
長さんのお話では、私の主張も理論的には正しい
とお認めのようにありますから、その問題はあし
たまでお預けにしておきます。

そこで、お伺いをいたしますが、中央干拓地
は、干陸の面積は一万五千八百七十ヘクタール、
そのうち、農地が一万三千七百五十ヘクタールを
予定いたしておるようでありませうが、この一万三
千七百五十ヘクタールの農地の農家一戸当たりの
耕作規模はどのようになっているか、お聞きしま
す。

○丹羽政府委員 何ぶん非常に大きな土地ができ
ますし、どういう農業をやつたらいいかという点
で、御承知の日本に普遍的でございませう。零細農業
で、経営をこの地で単純に再生産してもつまらないで
はないか、やるならば新しくやつたらどうかとい
う考えは、私も私にもございませう。関係の方々
にも非常にお強いのでございませう。そこで、私も
いたしましては、昭和三十四年から、この事態
におきます扱いにつきまして、八郎潟をどうい
うふうに持つていくかということ、企画委員会と
いうものをつくりまして、村の建設あるいは工事
の取り進め方あるいは農業のしかた等にわけまし
て、専門の方々から御研究をいたしてきておる
わけでございます。当初三十五、六年ごろの第一
次の御答申では、日本の農家は平均一町足らずで
あるから、せめて二町五反くらいの農家をここに
つくつたらどうかというのが、初めの御意見で
ございました。しかし、その後、いろいろと農業の
事情も変化いたしました。同業農部会では、そう
いう考えから、考え方をちょっと変えてまして、
この中に六十ヘクタールの圃場をつくる、圃場と
して六十ヘクタールにどんどんつくってまいりま
して、それを何戸かで経営したらどうか、その場
合に、六十ヘクタールを十二戸で経営したらどう
か、さらに機械の発達その他の研究の結果によつ
ては、それを六ないし七戸で経営するようなこと
も考えてみたかどうかという、非常に高度の大型
機械を使いました営農方式というものを農林省本
気で考えてみたかどうかという御意見が強く出て
おります。ただ、この御意見につきましては、日
本における大型機械の発達の状況、あるいはこの
地帯におきます土地の性質、ここはもととへ

ドロ地帯でもございませうから、土地の基盤の性
質、あるいはもとと塩分が多少あった地帯で
ございませうから、土地の塩けをなくす時期、経過等
から、大事に慎重に研究をすべきである、こうい
う注意書きがついておりました。そこで、私も
いたしましては、三十八年からそういうお考え
も取り入れまして、中央干拓地を飛び越えした
南の地帯に同じくつくりました沿岸の干拓地帯
で、大型機械化体系によりまして農法の実験を行
なっております。それから一方、周辺の方々で、
漁業補償その他の関係でここに入りたいという
御希望を持っておる方々もあるわけではございま
す。そういう趣旨の角度から考えまして、私も
目下のところ、これを機械的に画一的に一定の形
のものをこの中に埋めてしまおうという考えは
いかがなものであらうか。したがって、周辺の
方々でここを利用したいという部分におきます営
農のあり方の問題、さらに機械の発達度合い等
を加味して大きくも考えたいという立場をとりま
して、一応のよりどころをいたしましては、中心点
をいたしましては、六十ヘクタールを十二戸、戸
当たり五町でございませうが、その程度の配分の上
に、六十ヘクタールを大型機械をもって営む経営
を、昭和四十三、四年ごろの目標としては、そうい
うふうにかつて一挙に入れるわけではございま
せんで、五、六年にわたって逐次入れていくわ
けでございませう。その前に、國營といひます
か、試験農場等もつくりまして、その技術の体
系、経営の体系等を詰めて、自信がついたと
ころで訓練をいたしまして、そういう形に持た
していく。さらに技術の進歩、機械の発達、土地基盤
のチェック等を終えていくというふうな、やや弾
力的に、かつ全体の技術、基盤の整備あるいは周
辺の事情等を加味して、この中に営農の姿を考え
てまいりたい。当面基幹的に軸として考えますの
は、先ほど申しました六十ヘクタールを十二戸程

度で営む体系というものを考えたらいかがか、かように存じております。

○千葉(七)委員 周辺地域等につきましては一応論外として、その主体をなしておる中央干拓地の営農の形態は、六十ヘクタールの圃場に分割をして一区域として、それを十二戸程度で経営をしていくということになりますれば、一戸当たり経営規模は大体五ヘクタール、こういうことになるわけですね。

そこで、お伺いをいたしますが、この工事費は、干拓の基幹工事だけで三百三十一億円ということになっておるわけでありまして、これはもちろんだらうが、四十年度以降の費用が六十七億八千六百万円ほど含まれておられますから、したがって、はたして三百三十一億円でこの基幹工事が完成するかどうかというところは、これは正確には、必ず完成する、その額はこれなないと思ひますけれども、大体この基幹工事は三百三十一億円程度、そしてその上なお、これからこの法律をつくって事業団を構成して、その事業団が農地造成の仕事をやる、こういう計画のようです。そこで、この事業団が農地造成に予定しておる経費は一体どれくらいを見込んでおられますか。一万三千七百五十ヘクタールの中央干拓地の農地造成の経費は大体どの程度を見込んでおられるか、お聞かせを願ひたいと存じます。

○丹羽政府委員 いま御指摘のとおり、特別会計で一番基幹的な工事、たとえば堤防、それからポンプ、それから地区内の基幹になります排水路等をつくる、この関係が、いまお話が出ました三百六十六億でございます。それで、これは御承知のとおり、干拓地におきましては、その中の農民に分けるときの一定割合を農民が負担をして、土地を手に入れるわけでございます。これが全部農民にかかってくるわけではございませんが、それにいたしまして、八郎潟の大きな道路とか水路、機械、それからどうしてもその内部につきましてこまかい仕事までやる必要がある。これが本日八郎潟新農村建設事業団の設立の御審議をお願いする

るゆえでございますが、そのためには、さらに細部の、たとえば土地を開墾するとか、土壤改良をするとか、六十ヘクタールのうちの水路をさらにつくるとかいう問題がございまして、そういう関係と、それから農家の住宅も造成しなければなりません。それから農家の倉庫等共同利用施設等もつくらなければなりません。この関係では、今後この法律に基づきましてこまかい計画を立てるわけでございますが、私もなおおむね百七十億見当というふうに見当をつけておるわけでありまして、

しかし、この地帯におきましては、役場も要ります。学校も要ります。そういう関係、あるいは電気、水道等の仕事も必要でございます。この関係で四十億見当の事業がやはりどうしても要る。そのほかに、訓練とか計画樹立費とか、いろいろございまして、全体といたしまして、この事業団としては二百三十億見当の事業を目下のところ一応予定をいたしております。

○千葉(七)委員 三百三十一億、あるいは三百六十六億というお話ですが、三百六十六億というのは、三百三十一億プラス農地造成分で三百六十六億、こういうことになるのですか。

○丹羽政府委員 三百六十六億という数字は、本年大休工事が終わりに近づきましたので、最終的に近い数字を一本整理をいたしまして、事業費会計と私も申し上げておりますが、今後の金の必要量を大蔵省に要求するために、ほぼ最終的に整理した数字でございます。その対象になりますものは、前に申しました三百三十一億のときのものと同じでございます。当初の計画でございますので、物価騰貴その他がございまして、あるいは工法の変更等、先ほど申しましたような次第でございます。

○千葉(七)委員 そういたしますと、この三百六十六億に新農村建設事業団の農地の造成費というのがこれに加わるわけですね。その見込みを聞いておるのです。

○丹羽政府委員 先ほど申しましたとおり、三百六十六億は、たとえば中のパスが通る大きな道と

か、それから一番中心になる排水路とか、用水路でございますが、その支、派線で小さくなる部分は事業団でやるのがたてまえてございまして、三百六十六億の上に――上と申しますか、総じて事業団事業が行なわれる、こういう関係になります。

○千葉(七)委員 ですから、農地造成についての事業団で施行する分の経費は、一体幾らとするのですか、こういうことを聞いておるのです。

○丹羽政府委員 御質問の御趣意を取り違えておりましたらまた……。二百三十億の中をさらに分解いたしますと、いわゆる農地整備費、農地をほんとうに農地として使えたるための状態にまでもっていく最終的な整備費は五十億と計算しております。

○千葉(七)委員 そういたしますと、大体農地の関係では、もちろん、これは農地以外の、たとえば商店の敷地にするとか、あるいは役場その他病院、学校等の敷地等の工事費も含まれておる上ではありますから、農地関係の費用だけと見るとはできないのですけれども、いづれにいたしまして、三百六十六億プラス五十億というものが、一万五千ヘクタールの土地の造成の費用である、かように了解できると思ひます。そういたしますと、合わせて四百十六億円ということになります。ありますが、これを一ヘクタール当たりで見ますと、平均をいたしますと、大体一ヘクタール当たり三百万近い工事費がかかるわけでありまして、非常に高い土地がで上がる、こういうことになるわけでありまして、このような非常に高い土地を人権者に対していづれは払い下げをするのでしょ

うが、その払い下げをする際の価格は、十アール当たり、あるいは一ヘクタール当たりでもかまいませんが、どの程度のことを見込んでおられるわけですか。

○丹羽政府委員 干拓事業によりまして造成できました土地を農民に引き渡します場合の対価は、非常に複雑な仕組みに相なっておりますが、簡単に申しますと、大体七五割を国が持ってしまう。

二五割を農民に三年据え置き二十二年で払うという仕組でございまして、で、いろいろ事業費がかかっておりますから、昔は五割であったのが二五割に変わったとか、いろいろの経過がございまして、簡単に言いますと、そういうことで、大体二割五分相当額は農民が払う。ただし、それも一ぺんではたいへんだろうということ、三年、二十二年で支払うという、こういう仕組に相なっております。そうして、ごく最近のものは別として、過去に手をつけましたものは、あまり高くなる場合はその上限で、安く、あまり安い――という語弊がありますが、安くできたものは下限までで完するという仕組に相なっております。八郎潟の例は、大体いまのところ、下限一ぱいに、事業費のコストの二割五分という考え方で考えまして見込みでございます。

ので、現在の下限を九万五千円と考へておられますので、反九万五千円程度が農民に土地を払い下げいたします際の対価でございます。で、一般の地区ではそれで終わりでございまして、あと農民が金を借りて自分で小さな農道をつくったり、水路を自分でひっぱりたりするわけでございますが、何分八郎潟などはそういうわけにもいきませんので、人が入る前にたんぼをつくるという考え方をいたしましてつくりました関係上、ほかの地区と違つて、そこから先を先行投資的に事業団がやっておりますという考え方で、それが先ほどの五十億でございますから、大ざっぱに計算しますと、一万五千円見当になるかと思ひます。半額補助を一応前提といたしますと、一万五千円程度と考えられますから、十一万前後というところがある土地の対価という形になろうかと思ひます。

○千葉(七)委員 十アール当たり十一万というわけですね。そういうことになりましたと、五ヘクタールで農地関係の対価だけで五百五十万、こういうことになるわけですね。それに対して住宅建設費が百七十億見られておるようでありまして、これは、もちろん農家の住宅だけではないと思ひま

三

すけれども、このうち、農家関係の住宅建設費は幾らになっておりますか。

○丹羽政府委員 農家の住宅関係では、いま概算で四十億程度のものを見ております。

○千葉(七)委員 中央干拓地は一万三千七百五十ヘクタール、一戸当たりの耕作面積を五ヘクタールとしますと、この中央干拓地に入植する戸数は約二千四百戸くらいですか、二千四百戸の農家の住宅建設費が四十億、四十億で二千四百戸分の農家住宅を建設するということになりまして、一戸当たり百五十万円程度になりますね。そういたしますと、農地の対価が五ヘクタールで五百五十万、それから住宅の建設費が百五十万、合計いたしまして七百万。それに、農業でありますから、当然作業場が必要になってくるだろうと思う。その作業場は、一圃場当たり大体の建設費は幾らぐらい見ておられるわけですか。

○丹羽政府委員 お答えいたします。農業共同利用施設関係では二十億を別に考えております。

○千葉(七)委員 共同作業場建設費として二十億を考えるとすれば、当然、一圃場六十ヘクタールとしますと、一万三千七百五十ヘクタールですから、約二百圃場ということになるわけですから、二百の圃場に対して二十億の建設費ということになりますと、一圃場当たり約一千万円ということになりますね。これも結局最終的には、十二戸の農家で支払いをするということになるだろうと思うのですが、これが約八十万、合計いたしまして、農地の対価五百五十万、それから住宅建設費が百五十万、共同作業場の建設費負担が約百万とみまして、合計八百万が入植農家の負担、こういうことになるわけですね。そこで、この入植の際の条件と申しますか、たとえば秋田県の出しました案内書によりますと、入植にあたっては、入植者としての生活と農業を営むに必要な資金や現物を携行できる者を入植させる、こう書いてあるわけですね。これは農林省で出したのじゃないから、おれのほうはそんなものは知らないと言え、そういうことになるのでしょうか、必要な資

金や現物を携行できる者であること、この八百万の金を持って入植させない、こういうことになるのですか。どういふことになるのですか。

○丹羽政府委員 先ほど申し上げましたとおり、たとえば土地は、いまの御計算のものを二十五年間で払っていたら、それから先行投資といたしまして、いろいろな御指摘願いました住宅、共同利用施設等も、それをやるまでも農民にいくようにならずに、一般と開拓地等でも補助が出ておりますから、補助金を出すことによって、総額としての負担を低めると同時に、これも融資等でほかの地帯ではやっているとございますから、それとの見合いのようい、事業団のほうを延べ払いにいたす、こういう考え方でございますから、いま先生が御指摘になりました、何百万かのお金をすぐ頭金としてさいふに入れてこなければならぬという関係ではないのでございまして、ただ、御承知のとおり、この地帯は、入りましてからやはり一年なり一年半程度の訓練をいたしたいと思っております。したがって、一年訓練をいたしまして、半年の間は収入がないという意味におきまして、やはり当座の生計費は御持参願わないと困る。それから、ここは全然機械化農法だといって、農具も何にもないということもあり得ないと思存しますが、大部分のものは機械でやっていますから、問題はなと思います、あるいは肥料は借りるといたしても、とにかく全部借りというわけにもまいらぬ。したがって、入りまして当座の生活費及び営農を開始しますスタートにおきます元本というものは、やはり御持参願わなければならぬ。しかし、いま御指摘になりました土地負担とか、住宅の分とか、そういうものは据え置き期間等も置きまして、営農が動きまして、米が取れ、売って代金が入る段階におきまして、それから払っていたら、こういう考え方をいたしておりますので、結局何百万のものを持ってこなければならぬというふうには相ならぬ、かように存じております。ただ何ぶん、ここで私どもの期待するところ、秋田県の期待す

るところといたしましては、相当進んだ形の農業をやっていたらという立場を持っておりまして、ある程度の能力なり技術のほかに、やはり御準備は要すると思っております。いま御指摘のように七百万、八百万なければならぬというふうにはならぬ、かように考えます。

○千葉(七)委員 わかりました。百万なり二百万なり、一、二年の生活を維持する程度の金を持つてくるといふ、そういう条件にする、こういうわけですね。そこで結局は、八百万近い入植者の資金は、ただいまのお話によりますと、二十五年年賦の借入金でまかなう、こういうわけですね。それが三年据え置き、二十二年で支払いをする、こういうことですね。

○丹羽政府委員 ちょっと補足させていただきますと、土地代金につきましては、現在法令でそういうように定めておりますので、三年据え置き、二十二年でやることに確定いたしております。あと、その他のものは事業団が先行投資してつくりまして、ものによってはしばらくの間は貸して置くという方法もございましょうが、たまたまとしてはいけません。住宅の場合、売りました場合の支払い条件というものが三年、二十二年かという点になります、実はいままでやっていない例でございまして、こういうふうに住宅まで事業団が先につくって、さあいらっしやいという形の干拓というのは、まだ日本ではやっておりませんので、これから詰める次第でございまして。私どもとしては、当然相当の据え置き期間と相当の支払い期間を置くつもりでございまして、それが三年、二十二年かということになりますと、なお今後折衝する問題でございまして。

○千葉(七)委員 いずれにいたしましても、住宅、作業場等の建設の費用も、大体農地局の扱いになるのであらうということは想像される、こう考えて決して不当ではないと考えられるわけでありまして。

なりまして、四年目から大体元金だけで四十万円程度の支払いをしていく、こういうことになってくると思いますが、この借り入れ金の利息は、これは無利子ですか、それとも幾らか利息を取るのですか。

○丹羽政府委員 まず、土地のほうから申しますと、土地は、先ほど二割五分見当は農民に対価としていたしておるということをお説明いたしました。したが、特別会計で事業をやります場合に、二割五分を資金運用部から借りまして、農民分を先に借りて、先につくってしまおうという仕組みに相なっております。したがって、特別会計としては、資金運用部から六分五厘の金を借りてやるわけでございますので、いまの二割五分に相当する農民負担につきましては、会計のバランス上、やはり六分五厘をいただくということに相なっております。次第でございまして、その他のものの金利は今後きめるわけでございますが、開拓地、御承知の開拓者等につきましては、基本営農資金は三分六厘五毛でございまして、そういう関係にとらみ合せて、バランスをとらなければならないわけでございますが、いずれにしろ、無利子ではございせん。

○千葉(七)委員 住宅あるいは作業場等の建設費等は利息は多少安いといたしまして、大体ならして六分程度くらいのことと考えることになるわけでありまして。そういたしますと、八百万前後の元金に対する六分前後の利息でありますから、一年間に四十八万円、これがおそらく均等年賦償還でございまして、二十四万円程度の利息は入植者が負担しなければならぬ、こういうことになりまして、四年目あたりからは、大体元金四十万、利息二十四万、まあ六十万円ないし七十万円くらいの元金の金を支払っていかなければならぬ、こういうことになるわけですね。

○丹羽政府委員 干拓地は、わりあいと米がとれるのが一般的な傾向なのでございまして。ここで

は、一つには六十ヘクタールという大圃場を考えておりますので、手植えということとは考えない、無理であろう、そういう形になっております。そこで、直播ということに相なりますというような事情、それからその土地がいつ安定するかという問題を大事をとっているわけでございます。一応の安定期に達すれば、三石敷斗はとれると判断していいのではないかと、秋田県の実験の立場から、一応の考えを持っておる次第でございます。

○千葉(七)委員 秋田県で出した資料を見ますと、年間六万三千トン、四十二万石、反当約三石ぐらゐはとれるだろう、こういうふうには案内書に書いてあります。しかし、ただいまのお話によりまして、干拓地は非常に収獲があるというお話であり、八郎潟ははたして当初から案内書に書いてあるように、またいまお話のありましたように、反当三石の収獲があるかどうかというところは、大きな疑問があるのじゃないかと考えられるのです。たとえこの八郎潟は、御承知のとおりかん水であった。したがって、土壌にも相当塩分が含まれているのではないかと、それからまた、大農法によるロス等も、初期の経営では相当程度見なければならぬのじゃないかというふうなことも考えられます。それからまた、いろいろ説明書を見ますと、相当の面積にわたっていわゆるヘドロ地帯がある。まあ、土地よりも水位が高いのですから、したがって、このヘドロ地帯は、おそらくそう簡単に大農法で機械耕作ができるような関連にはなかなかならないのじゃないかというふうなことも一応考えられる。私はしろうとで、専門家になればそういうことはないかも知れませんが、私がしろうととして考える場合には、そういう点も考えられる。そうしますと、どうしても耕作を始めてから五、六年の間、つまり、土壌が安定するまでの間は、三石の見積もりというものは非常に過大じゃないか。平均三石という、四石、五石ぐらゐはとれると

ころもなければ平均三石にはならない。そういう点を考えてみますと、最初五、六年の間は、平均二石程度ぐらゐの反収を見るのが最も適当な見方ではないか、かように考えるわけであります。それからまた、御承知のとおり、秋田県の大潟村はいわゆる積雪寒冷地帯であります。まず三年に一本ぐらゐは冷害ということも考えなければならぬ。そういう点を考えるならば、三石の収獲見積もりというものは非常に過大ではないかというふうに考えられるわけなんです、その点はいかがでしょうか。

○丹羽政府委員 まさにその点に私も非常に良心的に考えておるわけでございまして、先ほどの、一べんに干せばすぐに干せるのではないかと、一問題に對して、非常にじわじわ干しておる問題、案外、地盤の安定のほかに、土壌の改良の期間をなるべく置きたいということ、それから早く入れろという声も非常に強いわけでございしますが、大事をとっているわけであります。そうして入植も、現に干陸した地域でも、四十二年ごろから入植させようという声と、もっと早く入れろという声があるのでございしますが、四十一年に試験圃場で実際に試験をやってみて、しかる後に四十二年から入れよう、そうして四十二年の時期におきましても、特別の指導をやる、そのために入れる数もあまり多くしないというふうな、非常に大事にとっておるわけです。したがって、いま私も三石ちよつと申しましたのは、初年度に三石という意味ではございせん、で、大体三年ないし四年の時期からそういうふうに見ていいのではないかと。その三年、四年という意味は、決して干陸から三年、四年ではないのでありまして、去年干陸した地域に入る人が四十二年でございします。その四十二年からさらに一、二年というものは、反収はやはり二石ないし二石五斗程度を見ながら、安定期におきまして三石弱を見ていいのではないかと。したがって、当初の段階におきましては、御承知のとおり、一時使用の時期もございします、一方償還金等におきましても

据え置き期間を置くわけでございしますから、入れるのを大事をとって入れて、入れたあと三、四年ぐらゐの間は反収も少ないということを前提に、それから三石敷斗の反収を見る。したがってその間におきましては、金を払うほうも据え置き期間というものを考慮する、こういう形で、大事に大事をとっていま考えておる次第でございします。

○濱地委員長 千葉先生にちよつとおはかりいたします。

あなたはおしたもまた御質問いたしますか。——それは本日はある程度でひとつ打ち切りたいたいのですが……。

○千葉(七)委員 それではこの程度で、きょうの分を打ち切ります。

○栗林委員 資料の要求があります。簡単な資料ですが、いま千葉委員から質疑をされました。農民が後日譲渡を受ける農地の延べ払いの年次計画ですが、年次償還といいますが、支払いの試算表と、それから共同施設、住宅、機械等、事業団ができたあとに事業団が施行せられる農業関係のいろいろな事業がありますが、それらの農民負担として支払われる延べ払いの年次計画、元利等もございしますが、一応参考にしたかったので、その試算表を明日出していただきたい、こう思います。

○丹羽政府委員 提出いたします。

○濱地委員長 次会は明十七日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十四分散会

昭和四十年三月二十日印刷

昭和四十年三月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局